

新潟市屋外広告物条例施行規則 一部改正（案）

1 改正の理由

古町花街地区を景観計画特別区域に設定することに伴い、新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正し、自家用広告物及び管理用広告物に関する適用除外の規定を定めます。

また、景観計画特別区域の広告物等の規格を、屋外広告物条例施行規則の告示によるものから、「景観計画の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に定めるものに変更するための規定を改正します。

2 改正案

（１）屋外広告物条例施行規則第４条を改正し、提灯の許可の期間を定めます。

（許可の期間）

第４条 条例第３条第４項に規定する許可の期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定めるところによる。

２ はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーン及び提灯 ３月以内

（２）屋外広告物条例施行規則第１０条を改正し、新潟市景観計画特別区域における広告物等の規格を屋外広告物条例施行規則の告示によるものから、「景観計画の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に定めるものに変更します。

（規格）

第１０条 条例第６条に規定する規格は、別表第１のとおりとする。

２ 前項の規定にかかわらず、景観法（平成１６年法律第１１０号）に基づき定められた新潟市景観計画（平成１９年新潟市告示第５９号）における特別区域に係る条例第６条に規定する規格は、同景観計画における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおりとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の条例第６条に規定する規格は、それぞれの定めによるものとする。

（１） 法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合

（２） 市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

- (3) 許可申請が必要となる表示面積を変更するため、屋外広告物条例施行規則 別表第2を改正し、古町花街地区 新道ゾーンにおける自家用広告物及び管理用広告物に関する適用除外の基準を定めます。

(適用除外)

第10条 条例第10条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで、同条第3項及び同条第5項第1号に規定する基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第11条関係)

(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等		条例第7条(禁止地域)における基準(新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンを除く)	条例第7条(禁止地域)以外における基準(新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンを除く)	<u>新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンにおける基準</u>
	表示個数(はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等(以下「簡易広告物」という。)に係るものを除く。)	1営業所等につき3個以内	1営業所等につき5個以内	<u>1営業所等につき5個以内</u>
	表示個数(簡易広告物に係るものに限る。)	1営業所等につき10個以内	1営業所等につき10個以内	<u>1営業所等につき10個以内</u>
	表示面積(簡易広告物に係るものを除く。)	合計10平方メートル以内	合計10平方メートル以内	<u>合計1平方メートル以内</u>
	道路への突出幅	1メートル以内	1メートル以内	<u>1メートル以内</u>
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
(3) 条例第10条第2項第2号に掲げる広告物等		新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーン以外における基準	新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンにおける基準	
	表示個数	1団の土地又は1物件につき2個以内	1団の土地又は1物件につき2個以内	
	表示面積	合計10平方メートル以内	合計1平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	